

**宇部市文化創造財団イベントインフォメーション等製作業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本要領は、宇部市文化創造財団イベントインフォメーション等製作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

宇部市文化創造財団イベントインフォメーション等製作業務

(2) 業務内容

別紙「宇部市文化創造財団イベントインフォメーション等製作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

1,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本事業は、令和6年度の宇部市予算の成立が前提となります。

3 実施スケジュール

内 容	日 程	備 考
プロポーザル公募開始 質問書受付開始	令和6年3月6日(水)	財団 HP 等掲載
質問書の提出期限	令和6年3月18日(月)17時	電子メールで提出
質問に対する回答期日	随時	HP にて掲載
企画提案書等の 提出期限	令和6年4月8日(月)17時	電子メールと 郵送又は持参で必着
書類審査	令和6年4月10日(水)予定	詳細は別途通知
選定結果通知	令和6年4月12日(金)予定	結果は別途通知
委託協議	令和6年4月下旬 予定	
契約締結	令和6年5月中旬 予定	イベントガイド Vol.59 作成開始

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (3) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 質問書【様式1】
- (2) 提出期限 令和6年3月18日(月)17時までに必着
- (3) 質問方法 質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより、企画グループ(kikakugroup@ube-bunzai.jp)へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

※A4サイズに統一して提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書等提出届【様式2】
 - ② 業務実績書【様式3】
 - ③ 業務実施体制表【様式4】
 - ④ 企画提案書【任意様式】
 - ⑤ 送付先提案書【様式5】
 - ⑥ イベントガイド表紙デザイン見本【任意様式】
 - ⑦ 業務スケジュール【任意様式】
 - ⑧ 見積書【任意様式】

※仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

- (2) 提出期限 令和6年4月8日(月)17時までに必着

(3) 提出方法

紙媒体とデータの両方を提出すること。

① 紙媒体：財団事務所へ郵送又は持参すること。

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

② データ：財団企画グループへ電子メールに添付して提出すること。

(4) 紙媒体の提出部数 5部

7 審査方法

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最も確かな事業者を選定するため、「プロポーザル審査委員会」による書類審査を実施する。

(1) 審査

提出書類を対象に審査を実施する。なお、参加者が1者の場合であっても実施する。

① 日時・場所

令和6年4月10日(水) (予定) 宇部市文化創造財団事務所

② 受託候補者の選定

別紙評価基準に基づき書類審査を行い、評価点（各審査員の評価の平均点）が60点以上を得たものの中から、最も評価点が高い企画提案者を受託候補者とする。

(2) 受託候補者選定結果通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての企画提案者に対し、自己の結果のみを文書により、令和6年4月12日(金)予定に通知する。

8 受託候補者との協議及び契約締結

(1) 受託候補者との契約にあたっては、企画提案書等に記載された項目に基づき、細部にわたり財団と協議し、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴取し、契約を締結することを原則とする。

(2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

(3) 受託候補者と何らかの理由により契約を締結できなかった場合、次点者と契約交渉を行うこととする。

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 財団が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案数は1応募につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 本プロポーザルに係るすべての応募書類は返却しない。
- (6) 応募書類は、受託候補者選定のために使用するものとし、原則公開しない。
- (7) 応募書類は、企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (8) 応募書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (9) 応募書類の不達及び遅配を原因とする企画提案者の不利益が生じても、財団はこの責任を負わない。企画提案者においては、書留郵便を利用するなどの対策を講じること。
- (10) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - ② 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

10 問合せ・申込 公益財団法人宇部市文化創造財団 企画グループ

〒755-0042 宇部市松島町17番3号 ハイウッドビル3階

TEL0836-35-3355 FAX0836-31-7306

E-mail kikakugroup@ube-bunzai.jp